

首都大学東京 法科大学院
2019年度入学者選抜（3年履修課程）

小論文 試験問題
（2018年10月27日実施）

試験時間 午前11時30分～午後1時30分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に、本学受験票を置いてください。
机上には、上記受験票、筆記用具、時計、眼鏡、ティッシュペーパー、目薬以外の物を置くことはできません。
- (2) 筆記用具は、HB又はBの鉛筆（但し、シャープペンシルの使用は認めません。）、鉛筆削り及び消しゴムに限ります。机上に置ける筆記用具はこれだけです。これ以外の筆記用具を用いた場合は、0点として採点します。また、マーカーや定規等の使用も認めません（答案の下書きや問題冊子への書込みも含む。）。
- (3) 携帯電話又はそれに類する通信機器等は身につけず、必ず電源を切って鞆等の中にしまってください。それらを時計として用いることはできません。
- (4) 耳栓、イヤホン又はそれに類するものの使用は禁止します。
- (5) 受験中の飲食は一切禁止します。ペットボトル等を持っている場合には必ず鞆等の中にしまい、机の上等に置くことはしないでください。
- (6) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (7) この問題冊子は表紙を含めて10頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (8) 答案用紙の所定の欄に、受験番号及び氏名を必ず記入してください。
なお、所定の欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。
- (9) 答案用紙は1枚（両面記載）のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。答案用紙の裏面に記載するときは、用紙の向き（上下）に注意して、1マスに1文字ずつ記載するようにしてください。
- (10) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。また、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、監督員が、試験時間中であっても試験場からの退出を命ずることがあります。
- (11) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。トイレに行くことも原則として禁じます。緊急の場合や気分が悪くなった場合等には手を挙げてください。

【問題】 次の文章を読んで、後の設問に答えなさい。

—文章略—

*問題文は、斎藤眞「国家創設としての憲法制定——アメリカ憲法制定の文脈」同『アメリカとは何か』（平凡社、1995年）154-176頁からの抜粋である。出題の都合上、本文の一部を省略した。

【設問】

下線部に関して、筆者は、①アメリカ合衆国政府の「新奇」性をどのような点に見出しているか、また、②当時の背景として、そのような「新奇な国家的政府」をなぜ創設する必要があったと考えているか、あなたの言葉で説明しなさい。（1200文字以内。句読点も1字と数える。）

以上